

大通達甲（捜一）第2号
令和7年4月11日

簿冊名	例規（1年）
保存期間	1年

刑事部捜査第一課長
各警察署長 殿

刑 事 部 長

強行犯・特殊犯事件即報要領の改正について（通達）

強行犯・特殊犯事件の即時報告については、「強行犯・特殊犯事件即報要領の改正について」（令和5年7月13日付け大通達甲（捜一）第7号）により実施してきたところであるが、この度、別添のとおり「強行犯・特殊犯事件即報要領」を改正したので、適正な運用を図りたい。

なお、前記通達は、廃止する。

（捜査第一課強行犯係）
（捜査第一課特殊犯特別捜査班）

強行犯・特殊犯事件即報要領

1 目的

この要領は、強行犯・特殊犯事件が社会的反響の大きい凶悪又は特異重要な事件に発展することが多く、その初動捜査の適否が被疑者検挙やその後の捜査に大きく影響を及ぼすものであることから、当該事件を認知した場合における即時報告（以下「即報」という。）に関して必要な事項を定め、迅速かつ適切な初動捜査の推進を図ることを目的とする。

2 即報対象事件

即報の対象となる事件（以下「即報対象事件」という。）は、即報対象事件一覧表（別表）のとおりとする。

3 即報等の要領

(1) 警察署長による即報

即報対象事件の発生を認知した警察署（以下「認知警察署」という。）の長（以下「認知警察署長」という。）は、当該事件の概要について、即報対象事件報告書（事件指揮簿）（別記様式。以下「即報報告書」という。）により、刑事部捜査第一課長（以下「捜査第一課長」という。）に即報すること。この場合においては、即報報告書には、必要に応じて図面等を添付すること。

(2) 捜査第一課長等の措置

ア 前記(1)の即報を受けた捜査第一課長は、犯罪捜査規範施行細則（昭和32年大分県警察本部訓令第27号。以下「細則」という。）第2条に規定する本部長指揮事件（以下「本部長指揮事件」という。）への該当性を判断するとともに、認知警察署長に対し、必要な指示を行うこと。

イ 捜査第一課長は、即報の内容から必要と認めるときは、警察本部長又は刑事部長に報告し、警察本部長又は刑事部長から対応等について指示を受けるとともに、指示を受けた事項を認知警察署長に速やかに指示すること。

(3) 留意事項

ア 即報については、認知警察署の捜査幹部が的確な捜査方針を示した上で、事件捜査の進展と合わせて機を失することなく行うこと。

イ 即報対象事件については、捜査の経過及び結果についても捜査第一課長に適宜報告し、当該報告に対する指示事項等については、即報報告書の「捜査のてん末」欄に記録しておくこと。

ウ 即報対象事件のうち、行方不明事案、声かけ事案等については、警察署の生活安全部門又は交番・駐在所への届出や警察安全相談として受理することが多いことから、警察署の刑事課（大分中央警察署にあっては、刑事第一課。以下同じ。）又は生活安全刑事課刑事係以外で当該届出等を受理した場合は、警察署の刑事課又は生活安全刑事課刑事係に即報し、発生状況の情報を相互に共有するなど、挙署一体の体制を確立すること。

4 即報報告書の管理等

(1) 事件指揮簿としての使用

即報対象事件が本部長指揮事件又は細則第5条第2項各号に掲げる署長指揮事件に該当する場合にあっては、即報報告書を事件指揮簿（細則第1号様式）に代えることができるものとする。この場合にあっては、細則に基づき警察本部長又は警察署長から指揮を受けた事項について、即報報告書の「捜査のてん末」欄に記録しておくこと。

(2) 事件指揮簿への編集替え

前記(1)により事件指揮簿に代えて使用することとなった即報報告書については、即報対象事件の被疑者を検挙するなどして送致（付）した時点において、当該事件の内容に応じた事件指揮簿に編集替えを行うこと。この場合にあっては、当該即報報告書を編集していた簿冊の目次に、編集替えを行った年月日及び編集先の簿冊名を記載し、編集替えの経緯を明らかにしておくこと。

(3) 即報報告書の保存期間

即報報告書の廃棄時期については、即報対象事件の時効満了後とする。ただし、即報報告書の廃棄は、刑事部捜査第一課の当該即報対象事件を主管する係と協議の上で行い、誤廃棄の防止に努めること。

附 則

この要領は、令和7年4月11日から施行する。

別表

即報対象事件一覧表

	事件等の種別	即 報 対 象 事 件
強 行 犯	火災事件	1 放火の疑いがある火災 2 死者を伴う火災 3 社会的反響の大きな火災 り災世帯2世帯以上の火災、官公署、学校その他の 公共施設の火災、神社仏閣等の著名な建造物の火災又 は著名人の居宅等の火災 4 出火原因が明らかでない火災
	殺人、強盗、不同意性交等又は傷害致死の罪に係る事件	全ての事件
	不同意わいせつ事件	全ての事件
	いわゆる通り魔事件	人の自由に通行できる場所において、確たる動機がなく、通りすがりに不特定の者に対し、凶器を使用するなどして危害（傷害、暴行、器物損壊等）を加える事件
	行方不明事案	明白な動機のない家出事案又は犯罪の被害者となっているおそれのある行方不明事案
	職務執行中の警察官に対する犯罪	全ての事件
	その他の強行犯事件	本部長指揮事件に発展するおそれのある事件
特 殊 犯	略取誘拐・人質立てこもり事件	全ての事件（未成年者の未帰宅事案及び凶器を使用し、又は使用しているおそれのある単独の立てこもり事案を含む。）
	恐喝・脅迫事件	1 爆破、殺害等の犯行予告事件 2 現場設定を伴う恐喝・脅迫事件（そのおそれのある事件を含む。） 3 通信（電話、メール等）手段による恐喝・脅迫事件のうち、通信会社への緊急照会を要する事件（緊急照会を検討すべき事件を含む。） 4 企業等を対象とした恐喝、脅迫又は強要事件
	業務上過失事件	1 航空機、船舶若しくはバス等の事故又はガス、火薬類若しくは化学薬品等の爆発若しくは漏出事故 2 医療過誤事件 3 労災等各種事故のうち死者を伴う事件事故 4 学校又は保育事故 5 過失致死事件のうち特異重要と認められる事件
	列車妨害事件	全ての事件
	食の安全を脅かす事案	異物混入等食の安全を脅かす事案（そのおそれのある事案を含む。）
	薬品等使用事件	全ての事件
	その他特殊事案に発展するおそれのある事案	略取・誘拐事件に発展するおそれのある具体的危険性を伴う声かけ事案等

※ 本部長指揮事件は、細則により、速やかに報告等する旨規定されていることから、報告及び指揮伺の漏れがないようにすること。

別記様式（その１）

即報対象事件報告書（事件指揮簿）

警 察 本部長	部 長	参 事 官	課 長	次 席	室 長 隊 長	課長補佐	係 長
受 信 者	大 分 県 警 察 本 部 長			受信取扱者			
発 信 者	警 察 署 長			発信取扱者			
署 長	副 署 長	刑 事 官	課 長	係 長	即 報 年 月 日		
					年 月 日		
事 件 名							
発 生 日 時							
発 生 場 所							
認 知 日 時							
端 緒							
被 疑 者	住 居 職 業 氏 名 年 齢 犯 歴 相 談 歴	有 ☐ 無 ☐ 有 ☐ 無 ☐					
被 害 者	住 居 職 業 氏 名 年 齢 相 談 歴	有 ☐ 無 ☐					
事犯の概要							

別記様式（その2）

年 月 日	捜査のてん末（伺・指揮事項）	備 考